

木津川市国民健康保険運営協議会 会議経過要旨

会 議 名		令和８年度第１回木津川市国民健康保険運営協議会			
日 時		令和８年８月６日(木) 午後２時から午後３時		場 所	木津川市役所４階 会議室４－３
出 席 者	委 員 ■：出席 □：欠席	1号委員 (被保険者代表)	■市川 寿 委員 ■井ノ倉 真里子 委員 ■大村 元昭 委員 ■吉形 安生 委員 ■堀 里美 委員 ■村上 恵子 委員		
		2号委員 (保険医・薬剤師代表)	■小澤 勝 委員 □松吉 徳久 委員 ■吉村 陽 委員 □坊 昌史 委員 ■平田 和哉 委員 ■川田 雅彦 委員		
		3号委員 (公益代表)	■馬 泰子 委員 ■辰巳 正 委員 ■大倉 竹次 委員 ■加田 利弘 委員 ■高原 和子 委員 ■宮本 めぐみ 委員		
	市理事者		谷口市長、 市民環境部 西村部長		
	事務局		市民環境部 木村次長、 国保年金課 山出課長補佐、森川課長補佐、楠見係長、新谷主査		
傍 聴 者		無			
議 題		1. 開会 2. 資格審査 3. 会長あいさつ 4. 市長あいさつ 5. 会議録署名委員の指名 6. 議事 （1）令和7年度木津川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について （2）国民健康保険税について （3）その他 7. 閉会			
会議結果 要 旨		1. 開会 事務局から開会を宣言した。 また、事務局から各委員及び職員の紹介を行った。 2. 資格審査 委員15名の出席により、会議が成立していることを確認した。 3. 会長あいさつ 会長から、開会にあたり挨拶があった。 4. 市長あいさつ 谷口市長から、開会にあたり挨拶があった。 5. 会議録署名委員の指名 会議録署名委員に、井ノ倉委員と加田委員を指名した。			

	6. 議事 (1) 令和7年度木津川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について (資料：令和7年度国民健康保険特別会計 主要施策 成果の報告書、参考資料2) 資料に基づき、事務局から令和7年度木津川市国民健康保険特別会計決算について説明し、確認した。 (2) 国民健康保険の状況について(資料：参考資料3) 資料に基づき、事務局から木津川市国民健康保険税の状況について説明を行った。 (3) その他(資料：小冊子「国保が気になる」) 事務局から今年度、来年度に予定されている2点の制度改正について説明を行った。 7. 閉会 事務局から閉会を宣言した。
会議経過 要 旨	1. 開会 会議結果要旨のとおり。 2. 資格審査 会議結果要旨のとおり。 3. 会長あいさつ 熊本地震により亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。新たに就任された委員がいるため、事務局から運営協議会等について先に説明する。その後、慎重な審議をお願いする。 4. 市長あいさつ 熊本地震により亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。市では関係機関との復旧支援や支所等での義援金受付を行い、被災地を支援する。 厳しい状況にある国保制度について、府等と連携し持続可能な運営を図ることが重要である。令和7年度決算の審議と、事業の現状・課題について活発な議論をお願いする。 5. 会議録署名委員の指名 会議結果要旨のとおり。 事務局から運営協議会、保険税等について、説明を行った。 ・委員任期は3年。 ・協議会での審議事項は、保険税の税率と保健事業の実施に関すること等。 ・本市は保険税、賦課方式は3方式を採用。

6. 議事

(1) 令和7年度木津川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

(資料：令和7年度国民健康保険特別会計 主要施策 成果の報告書、参考資料2)

令和7年度国保加入者は、後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大により、8,107世帯、12,662人となり、前年度から211世帯、491人減少した。

国保税現年度分は、調定額14億8,337万3千円、収納額14億2,605万5千円となった。所得の増加、賦課限度額の引上げ、税率改定等の影響による調定額の増加に対し、収納が伸び悩んだことにより、収納率は96.1%と前年度を下回った。

また、高所得層の割合増加により、1人当たりの基準所得金額は前年度を上回った。

歳出の約7割を占める保険給付費は、被保険者数の減少で総額は減少したものの、医療の高度化等により、1人当たりの給付額は約8,000円、2.2%増加した。

令和7年度決算は、歳入総額70億4,548万9千円、歳出総額68億9,660万8千円、差引1億4,888万1千円の黒字となったが、黒字には前年度繰越金や翌年度以降の精算額等が含まれるため、可能な限りで単年度に着目した収支を算出すると、6,465万5千円の赤字となり、安心できない状況である。

2年連続で税率を改定したものの、いまだ標準保険料率を下回っており、府の示す必要額を保険税で確保できていないため、年度収支が赤字となったのは当然の結果である。

市の国民健康保険を継続して運営するためには、国等からの財源確保や歳出削減に加え、税率のさらなる見直しも必要である。

【質疑・応答】(◎会長、○委員、●事務局)

○参考資料2の裏面、2. 調定額、3. 基準所得金額で令和7年度は特異な傾向となっている。令和7年度に増加した要因は。

●調定額は、被保険者の基準所得額（賦課対象となる前年中の所得）の増加、賦課限度額（保険税の年間上限額）の引上げ、また市の税率改定の影響と考える。

また、基準所得額について、傾向等の検証は行っていないが、個人の急激な所得増加は、土地や建物の売却等によるものが多い。

○国保加入者が年々減少している中で、国保運営の維持のためにも、基準所得額の増加が今後も続くのか、被保険者の所得の増減の理由や、今後加入してくる世代や市全体の人口・収入構造等の把握や検討が必要ではないか。

●分析を続ける。

○決算は、数字のみではわかりにくいため、理解・判断しやすい要約の作成や手法はできないか。

●わかりやすい資料の作成に努める。

○参考資料2の表面、一般会計の法定外繰入について、成果の報告書では「政策的に繰り入れた」とあるが、具体的な理由は。

●1点目は、市が実施する福祉医療により、保険給付を受けやすい環境を作っているとして交付税が減額されるが、国保の運営ではなく市が行う事業に対するペナルティであるため、政策的に補填している。

2点目は、市民は将来国保や後期医療に加入する。市は、市民の健康を守る立場から、保健事業のうち補助金対象以外の部分に対し、繰入を行っている。

法定外繰入は縮減する方針で、補助金の最大限の獲得を努力した上での繰入である。

今後も補助金の獲得に努める。

◎令和 7 年度決算案について、提案のとおりとすることとしてよろしいか。

○異議なし

(2) 国民健康保険税の状況について（資料：参考資料 3）

国民健康保険は構造的な課題を抱えており、国保財政の安定化のため平成 30 年度に広域化が行われ、都道府県単位での財政運営に移行した。府が示す納付金を納めるために、標準保険料率を税率とすれば収支の均衡がとれる仕組みだが、本市は標準保険料率より低い税率を設定してきたため、毎年歳入不足が生じている。

コロナ収束後の医療費急増に伴い納付金が上昇し、令和 6 年度には財政調整基金の取崩し額が約 3 億円に達した。基金の枯渇や緊急時の対応への懸念から、令和 7、8 年度に税率を見直したが、歳入不足が続いており、今後も適正な税率の検討が必要である。

さらに国は、原則として令和 15 年度までに都道府県内の保険税水準の統一を目指しており、府も調整を進めている。市も被保険者の急激な負担増とならないよう動向を注視し、税率改定を検討していく。

令和 8 年度の税率改定で調定額は 1 億 3,235 万 3,000 円増加したものの、1 人当たり医療費は増加し、基金残高は大幅に減少している。

国保税の不足を基金の取崩しで補う状況が続くと、基金が枯渇する恐れがある。事業の健全運営を図るため、基金の活用も視野に入れつつ、今後の適正な税率について委員各位と協議検討していきたい。

次の協議会はあらためて日程調整するが、令和 9 年 1 月 21 日（木）、1 月 28 日（木）を予定している。

【質疑・応答】（◎会長、○委員、●事務局）

○本会議の趣旨は、ジャッジ（審査）するのが我々の役割という認識でよい。今後も税率が上がるのを承認してくださいということか。

◎内容を理解していないと審議が難しい。事務局にはわかりやすい説明を求める。

●先ほどの説明では全てを理解しがたいこと、また担当課でも考えなければならないことが多く、困難な制度であることを認識している。できるだけわかりやすい説明に努める。

議事（2）は、現在の状況を説明しており、税率を上げるための協議ではなく、府に収める納付金額がいくらなのかが重要で、納付金に対し保険税がどれだけ必要かということである。保険給付費は広域化により市が独自で負担する必要はないが、府全体の医療費の影響を受ける。被保険者が必要な医療を受けることを前提として、健康づくりにも重点的に取り組み、国保運営に努める。納付金確定後、保険税を据置くのか下げる要素があるのかを審議いただく。

○今は、標準保険料率より市税率は低く、また各市町村で財布を持ち資金を調整し、徴収不足分を基金等で繰り入れている状態だが、府内保険料率の統一はいつからか。

●府の統一時期はまだ示されておらず、府が調整中だが、国は、原則令和 15 年度税率決定まで、遅くとも令和 18 年度までに統一することと示している。

○統一後、市の国民健康保険特別会計は存在しなくなるのか。

●会計は各市町村に存続するが、税率は府下で統一される。

○統一はデメリット・メリットがあると思う。本市の医療費が増加しても、本市で税率を調整する必要はなく、本市が努力する必要はないのか。

●市単独で調整を行わず、府下26市町村全体で医療費を勘案し、税率を算定する。
全市町村で健康事業に取り組み、医療費の減少に努め、保険税率も下がることが望ましい。

○府下統一となると、市単独では動けなくなるのか。この会議は不要となるのか。

●税率以外の健康増進や保健事業等について審議いただき、各市町村が進めていく。

○市民の健康や生活、経済活動を考えなければならない。市全体の動向を把握し、市の方針を伝えてもらわなければ、報告を聞くだけの会議になる。

●分析検討に努める。

(3) その他(資料:小冊子「国保が気になる」)

制度改正について2点説明する。まず高額療養費制度の見直しでは、医療保険制度の安定的な維持のため、令和8年8月から月上限額が引き上げられるとともに、長期治療者のための年間上限額が新設され、また令和9年度には所得区分が細分化される。

次に子どもの国保税均等割軽減について、令和9年4月から対象が高校生年代まで拡大され、子育て世帯の負担軽減が図られる。

【質疑・応答】なし

7. 閉会

議事の終了を受けて議長が降壇し、全日程を終えて事務局が閉会を宣言した。